

質問への回答：

質問1

3.6.1 (1) 【解説】に“接合部のない構造物とみなせる場合”として、“接合部を介しても、構造物のひずみや変形の連続性が保たれている場合などがこれに相当する。”とありますが、実物大実験を行わなくても継手の要素試験で連続性が保たれていることが確認できれば、接合部のない構造物という判断でよろしいのでしょうか？

⇒はい、そのように判断できます。ただし、要素試験の結果から、接合部の連続性が保たれていることが明確に説明できる必要があります。

また、過去に豊富な実績と経験がある場合や、過去に定量的に検証されている場合なども同様と考えてよろしいのでしょうか？

⇒はい、そのように考えてよいです。

質問2

3.10.1 (2) 【解説】に“十分な耐力および変形性能を有することを試験等により確認された接合部の仕様とする”とありますが、実物大実験ではなく、継手部の要素試験という認識でよろしいのでしょうか？

⇒その接合部の仕様が十分な耐力および変形性能を有することを明確に説明することが必要になります。【解説】に示した「試験等」には、実物大実験、継手部の要素試験、力学現象を十分にトレース可能な解析などが含まれます。その結果を用いて十分な耐力および変形性能を有することが説明できれば、実物大実験でなく、継手部の要素試験でもよいと言えます。

その場合、鉄筋定着・継手指針【2020年版】では、“地震時で塑性化するような位置で継手の集中度が1/2を超える場合は、実験または解析等により、部材の性能を確認する”と新たに規定されましたが、どちらを優先すればよろしいのでしょうか？

⇒上記の通り、鉄筋定着・継手指針【2020年版】と本指針（案）の考え方は同じと考えて良いです。

質問3

ループ継手による軸方向部材の接合が紹介されておりましたが、実験等で要求性能を満足することが確認できれば、軸方向部材（主応力方向）にループ継手を適用しても問題ないという認識でよろしいのでしょうか？ また、その他の継手に関しても同様でしょうか？

⇒本指針（案）はコンクリート標準示方書の性能照査型設計の考え方を基本としています。ループ継手の軸方向部材への適用に限らず、その他のどの様な継手であっても、要求性能を満足することを確認すれば適用は可能です。ただし、ループ継手の軸方向部材への適用、および参考資料に掲載している各種接合構造について、土木学会コンクリート委員会として、要求性能を満足する十分な性能を有していることを確認しているものではないということをご留意ください。